記者発表資料

宮崎海岸で「合同巡視」を実施します。

宮崎海岸は、宮崎市を背後に控える直線状の砂浜海岸で、釣りやサーフィンなど多くの方々が利用しています。本格的な利用シーズンを前に、関係機関が合同で巡視するもので今回初めて実施します。

合同巡視では、近隣にお住みの方々や海岸管理者、海岸に隣接する 保安林管理者と合同で、動物園東地区に新設した埋設護岸や大炊田地 区の立ち入り禁止措置状況について、改善点などを確認します。

なお、合同巡視で大きな改善点がない場合、工事区間を除いた大炊 田地区の立ち入り禁止を解除する予定です。

【参加機関】

- 地元自治会役員
- 宮崎市
- 宮崎県宮崎土木事務所
- 宮崎県中部農林振興局
- 国土交通省宮崎河川国道事務所

【参考】

「宮崎海岸の侵食対策」とは?

3つの柱からなるプロジェクトです。これまでに失われた宮崎海岸(宮崎港北端〜ーツ瀬川河口間)の砂浜を回復・維持するために、①養浜等を実施し、②突堤を整備します。また、砂丘が海岸に面しているため急激な侵食の危険性がある区域(大炊田海岸の一部、住吉海岸の一部)においては、浜崖頂部高の低下を防ぐために、③埋設護岸を整備します。

お問合せ先

国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所

代表: 0 9 8 5 - 2 4 - 8 2 2 1

技術副所長 竹下 真治 (内線204) 海岸課長 堤 宏徳 (内線381)

P Cホームページ: http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/

① 巡視実施日時

平成27年4月30日(木) 9:30~ 動物園東地区

11:00~ 大炊田地区

② 巡視箇所 (詳細は別紙2参照)

I. 動物園東地区の埋設護岸設置区間

Ⅱ. 大炊田地区の埋設護岸設置区間(災害復旧工事範囲は除く)

③ 巡視参加者

・地域の方々 : 近隣の自治会長等

• 行政機関 : 宮崎県、宮崎市、国土交通省

④ 巡視方法

- ・埋設護岸や養浜について、陥没や転落等の危険な場所がないか、立ち入り禁止措置が十分かどうかを徒歩で巡視します。
- 利用にあたって危険な場所や看板に分かりにくい表現がない かなど合わせて巡視します。
- ・改善が必要な箇所があれば、どのような改善がよいかその場 で議論します。

⑤ 巡視結果等

- ・巡視結果により各管理者において応急措置等必要に応じて対応します。
- ・巡視終了後、大きな改善点がない場合、大炊田地区(工事区間を除く)の立ち入り禁止を開放します。

合同巡視 実施箇所位置図



位置図「動物園東地区」 平成27年4月30日(木) 9:30~



位置図「大炊田地区」 平成27年4月30日(木) 11:00~

